

農業委員会からのお知らせとお願い

農業委員会事務局 ☎0997-82-1160（内線 340,341）

農地法で必要な届出及び賃貸借情報

※農地法では下記届出が必要です。

- ①農地の相続登記をした場合は、必ず農業委員会へ届け出てください。
- ②農地に住宅、牛舎等を建てる際も農業委員会へ申請し許可が必要です。
- ③農地の転用には許可が必要です。

※賃貸借情報について

（令和7年1月から令和7年12月までに締結された賃貸借における賃借料）

| 締結された地域 | 平均値(円) | 最高額(円) | 最低額(円) | データ数(筆) |
|---------|---------|----------|---------|---------|
| 徳之島町全域 | 8,700 円 | 15,810 円 | 3,198 円 | 78 |

（※平均値は最高額と最低額を除いて算出しています。）

※小作料について

農地を借りる場合、借り手は貸し手に小作料（借賃）を支払わなければなりません。本町では概ね10a当たり年間1万円ですが、これに決まりはありません。あくまでも地理的条件や土地条件などを考慮し、貸し手と借り手の当事者間で決めるが原則ですので目安としてご利用ください。

※農地中間管理事業に関するご質問や手続きをされる方は農業委員会へお問い合わせください。

令和8年農業委員会定例会について、町公式ウェブサイトへ議案の締切日や定例会開催日を掲載しております。必要に応じご覧ください。